

函館市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 ～ 5 条 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第 6 条 協議会に次に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名</p> <p>(2) 副会長 2 名</p> <p>(3) 監事 2 名</p> <p>2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。</p> <p>3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。なお、副会長 2 名のうち、会長代理を務める副会長については、あらかじめ会長が指定するものとする。</p> <p>5 監事は、委員の互選により定める。</p> <p>6 監事は、協議会の会計を監査する。</p> <p>7 会長、副会長および監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>8 役員を務めた委員の任期が満了となり、当該委員が引き続き委員を務める場合、後任者が就任するまでは、当該委員がその職務を行うものとする。</p> <p>第 7 ～ 15 条 (略)</p>	<p>第 1 ～ 5 条 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第 6 条 協議会に次に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名</p> <p>(2) 副会長 1 名</p> <p>(3) 監事 2 名</p> <p>2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。</p> <p>3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>5 監事は、委員の互選により定める。</p> <p>6 監事は、協議会の会計を監査する。</p> <p>7 会長、副会長および監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 7 ～ 15 条 (略)</p>

<p>附 則 1 ～ 4 (略) <u>5 この規約は、令和8年 月</u> <u>日から施行する。</u></p>	<p>附 則 1 ～ 4 (略) (新 設)</p>
------------------------------------------------------------------------	------------------------------------